

平成23年度福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会  
第1回条例委任検討部会

日 時：平成24年3月29日（木） 16：30～17：15  
場 所：あいれふ8階 研修室A  
参加者：委 員 8名  
事務局 3名 合計 11名

**議事**

- （1）部会長、副部会長の互選
- （2）介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案作成に係る意見募集について

（開会の挨拶・委員の紹介・事務局の紹介）

○事務局

それでは、議事に入らせていただきます。  
部会長・副部会長の互選でございますが、専門分科会資料の4ページをご覧ください。  
先程、福岡市保健福祉審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、専門分科会長から皆様を部会委員として指名していただきました。  
部会長・副部会長の選任につきましては、福岡市保健福祉審議会条例施行規則第3条第3項の規定により、「委員の互選」となっております。  
どなたか、自薦他薦のご意見がございましたらお願ひいたします。

○事務局

ご意見等がないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○事務局

それでは、部会長には、鬼崎委員、副部会長には、浦田委員にお願いしてはどうかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○事務局

それでは、部会長を鬼崎委員に、副部会長を浦田委員にお願いしたいと存じます。

これからのお進みにつきましては、鬼崎部会長にお願いいたします。

○部会長

それでは、議事（2）介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案作成に係る意見募集について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案作成に係る意見募集に」について説明

○部会長

ありがとうございました。スケジュール等につきましては、専門分科会で説明があったとおりですので、それを前提に作業を進めていくということでございます。

まず、人員、設備等の基準等に関しまして、条例案を作成するに当って基礎的な意見について集めていくということで、今事務局から説明があったとおりでございます。ご意見等がございましたらよろしくお願いします。

○委員

HPはいつから出しているのですか。

○事務局

3月7日から出しております。

○委員

一般の方も知っているのですか。

○事務局

一般も可能です。

○委員

意見は来ていますか。

○事務局

ほとんど来ておりません。

○委員

その他施設と関連団体はどういうものを指すのでしょうか。

○事務局

介護サービス事業所は、通常の介護サービス事業所でございまして、その他施設とは、老人福祉法による福祉施設、社会福祉法による施設ということで、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウスなどで、27施設ございます。

関連団体は代表的なものでは、老人福祉施設協議会、老健施設の協議会、小規模多機能の協議会、グループホーム協議会、介護保険事業者協議会などサービスを提供する団体と、医師会、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会、看護協会など関連団体、それから家族会ということで認知症の人の家族の会に依頼文を出しております。

○委員

先程の専門分科会中でアンケート調査と言う言葉でいわれたが、そのアンケート調査はこの意見募集のことですか。

○事務局

そうです。

○委員

どんなアンケートかと思っていたのですが、結局パブリック・コメントみたいなものですね。国が出している基本的な部分に対して、福岡市の条例としてどういうふうなものを検討していくべきか意見を聞きたいのだと思うのですが、全部引き出してみるのは大変なのでいくつか引き出してみたのですが、結局、参酌すべき基準とかどこまでしていいのか理解できませんでした。

その辺を詳しくお話しを伺えればいいなと思うのですが。

○事務局

全部の条例、基準が10本ございまして、条文にすると1000位ございます。まだ事務局自体も条文の分析まで行き着いていないような状況です。

## ○委員

特別養護老人ホームだとか、介護福祉施設とかを見ると、全部は検討しなくてもいいのでしょうかけど、そこの居室の部分だとか、ポイントがいくつあると思います。

だから回答するにしてもどこをどう回答していいのか私自身も分からなかつたので、一般の事業者の方も分かりにくいんじゃないかと思います。

## ○事務局

H Pでは、網掛けにしておりまして、網掛けの部分は従うべき基準で、ここは扱えない部分ということです。

## ○部会長

介護保険法が施行され、いわゆる厚生労働省令が設備等の基準で出されて、解説本では電話帳のような分厚い本があります。これをそれぞれ地方公共団体の方に委ねられたということで、そういう面では、やはりサービスの利用者の利用する上での様々な権利の問題も含めて、あるいは快適なサービス内容を提供して頂けるようなものにしていくためには、やはり守って行かなくてはいけない部分も示していかなければいけません。あるいは自由裁量的なものもありますから、その割り振りをどういうふうにしていくかというの、慎重にやっていかなければいけないので、結構荷の重い仕事であるのは確かです。

特に一つ例を申しあげると、介護サービスの苦情関係では、国民健康保険団体連合会のサービスの苦情の委員会で取り扱っていくようになっていまして、その場合の一つの大きな根拠が、この国の省令に基づいてこれに抵触しているか否かとか、逸脱していないかどうかとかで判断していますので、そういう点では政令市あるいは中核市で省令に基づいたものではなく、自由裁量的なものも地方公共団体で個別的に入ってくるとなるとちょっと難しいところも出てくる部分があります。ですから、福岡市としてどういうふうな基準を示して守っていただくのか、あるいはよりよいサービスを提供していただかうかということになろうかと思います。

委員の皆さま方のお知恵をお借りして、事務局とキャッチボールをしながら進めていく必要があるだろうと思っております。

何か他にございませんでしょうか。

## ○委員

基本的に参酌できる要素というのはそれほど多くないのかなという感じがし

ますけれど、各ジャンル毎に参酌できるものはどの部分かわかるように少し資料を工夫して頂かないと、法律の条文をひとつずつ見るのは大変と思います。

とりあえず工夫をして頂くと助かります。

#### ○部会長

設備等の基準は、細かく見ていくと結構ハードルが高い部分もあります。ですから、今の介護報酬の仕組みではできないようなところもあるのですが、割と二層的な部分も盛り込んだ形でなっておりますので、その辺りをどういうふうに少し緩めていくのかとか、そういうことも視野に入れながらやっていかないといけないだろうと思います。

やはり緩和して頂く部分と、当然、自分たちの襟を正して守って行かなくちやいけないというような所もいろいろ出して頂きながら、いいものにしていきたという風に考えております。九州の中で政令市である北九州と福岡は代表のようなものですから、一つの雛形になろうかと思いますので、その点はやはり福岡市の独自性を含めた形で出していく必要があろうかというふうに思っております。

何かほかにございましたらどうぞ。

#### ○委員

条例等で定める基準が1から10までありますが、HP見たらすごい量です。プリントアウトしたものをいただけませんか。

#### ○事務局

はい。それでは委員の皆さんには郵送いたします。

コピーするのも結構な分量がありますので。

意見募集をするときにどんな形でやるのが一番効率的かというのを考えて、最初の何枚かを一斉でFAXで送信してHPで見ていただくという方法を取っています。

#### ○委員

事業者はそれをみて自分の所の関係のことだから、それはそれでいいと思います。ここにいらっしゃる皆さん方は、それを見る必要がありますね。

#### ○委員

従うべき基準、標準、参酌すべき基準、それぞれこれがどうして出てきたのかというのがよく分からないので、例えば人員配置基準これが、従うべき基準

になっているのは何故かというのは思想があるわけですよね。その背景としてこういう背景があるからとか、これを標準とするのは何故なのかというようなことが書いてある参考書とか解説本はありますか。

要するに根拠があると思うのですが、何故そうなったのかよくわからない。例えば人員配置基準が入所者3人に対して1人以上とかありますが、3人にに対して1人以上なければいけないのは何故か基本的な思想からして分かっていないわけです。

だから、例えば基準が変わってきたとすればどういう変遷で変わってきているのかとか、そもそも議論の時にどういうことがあったのでこうなったのかとか、その辺が書いてある参考書とか文献とかあるのかということで、要するに基本的な所を知りたいなということなんです。

#### ○委員

例えば医療行為だったら、患者さん7人に対して1人とかありますよね。

#### ○委員

もともと患者さん何人に1人というのも、もともとの思想から根拠を言えば、労働調査などを行って、この作業をするのに何分かかって、おむつ交換が何分かかってといった所からでてるんですが、それを書いた本というのではありません。

#### ○部会長

少なくとも1対3とかそういうような比率があって、それで実際はそれでは動かないで、1対2.5とか事業所・施設でそれぞれ違う部分ではやっていきます。

ただ、最低1対3以下ということを示している。

#### ○委員

1対3という基準がなぜ出たかと聞かれていると思いますが、基本的にはストップウォッチを持ってというところが理論的にはあるのですけど、たぶんそれプラス従来どんな風にしていたとかそういうことも加味されて決められていると思います。

#### ○部会長

少なくとも結局経験的に考えたら、1対3で配置していくよりは1対2の方がいいと、あるいは1対1の方がいいというふうに基本的にはなるわけですが

、あとは介護報酬やもっと言えば介護保険料の部分も関係します。また、これまでの福岡市の対応も、例えば特別養護老人ホームをプロポーザルして、応募していただいたときに、できるだけ国が示している基準よりも多く職員配置をしてくださいというような意見は言っているので、実際、現場では1対3ではなく手厚い配置となっています。

#### ○事務局

最近は2を切っています。今回採択されたものと前回採択されたものは、1.7～8くらいが平均です。そういう形で利用者に手厚い介護をやりますという形の所を選ばせてもらっているという違う部分での状況はございます。

#### ○部会長

他に意見はございますか。

この参酌すべき部分とか標準とか、もう少しハードルを高くするとか、いろいろ考え方があろうかと思いますが、いずれにしてもここでたたき台を作って、専門分科会でまたご意見を集約して、そこで市長に答申をするという流れとなります。ですから、私どもは基礎的な作業をしていくという位置付けになろうかと思います。

何かほかにございましたら、出していただければと思いますが。よろしいでしょうか。それでは、本日の検討部会は終了いたします。